

結核定期健康診断事務取扱要領

第1 目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2の規定により事業者、学校の長、矯正施設その他の施設の長及び市町村長が行う定期の結核健康診断の推進を行い、結核予防を図ることを目的とする。

第2 実施義務者別対象者、定期及び回数

実施義務者	対象	定期及び回数
1 事業者	(1) 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）において業務に従事する者 (2) 病院、診療所、助産所、介護老人保健施設において業務に従事する者	毎年度
2 学校の長	(1) 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限が1年未満のものを除く。）の学生又は生徒	入学した年度
3 施設の長	(1) 監獄に収容されている者 (2) 生活保護法に規定されている施設 救護施設 更生施設 (3) 老人福祉法に規定されている施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム (4) 障害者自立支援法に規定されている施設 障害者支援施設 身体障害者更生援護施設 身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 知的障害者援護施設 知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 知的障害者通勤寮 (5) 売春防止法に規定されている施設 婦人保護施設	20歳に達する日の属する年度以降において毎年度 (2)～(5)に収容されている者で65歳に達する日の属する年度以降において毎年度 (2)～(5)に従事する者 毎年度
4 市町村長	(1) 1～3の対象者以外の者（市町村が定期の健康診断の必要ないと認める者を除く。） (2) 市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者	65歳に達する日の属する年度以降において毎年度 市町村が定める定期

第3 健康診断の記録、通報又は報告

健康診断等実施義務者は、健康診断等に関する記録を作成し、また、健康診断等実施後は、管轄保健所長を経由して、福島県知事に通報または報告（様式1号から4号）すること。

第4 保健所の役割

- 保健所長は、各健康診断実施義務者からの定期の健康診断の通報又は報告を受けた場合、取りまとめを行い、管内における、健康診断の実施状況を把握するとともに、県に報告すること。
- 保健所長は、管内の各健康診断実施義務者に対し、健康診断の通報又は報告がない場合は報告を行うよう指導すること。
- 保健所長は、管内の各健康診断実施義務者に対し、健康診断の受診率向上に関する指導を行うこと。

附 則

この要領は平成17年6月1日より施行する。

附 則

この要領は平成19年4月1日より施行する。